

第23期第4回 松浦海区漁業調整委員会 議事概要

1 日 時 令和7年6月11日(水) 13時00分～

2 場 所 唐津市水産会館 研修室

3 出席者 松浦海区漁業調整委員

会 長 川 寄 和 正

会長職務代理者 池 田 宏 子

委 員 荒 巻 信 弘

〃 坂 本 安 則

〃 川 添 光 尚

〃 浦 丸 清 廣

〃 宮 崎 雅 司

〃 坂 口 正 人

〃 伊 藤 史 郎

〃 福 良 繁 一

4 臨 席 者 佐賀県農林水産部水産課

漁業調整担当係長 伊 藤 毅 史

海区漁業調整委員会事務局

事 務 局 長 荒 巻 裕

主 事 吉 田 友 香

5 議題及び議決事項

(1) 佐賀県資源管理方針の一部変更について(諮問)

⇒ 原案どおり承認

(2) 特定水産資源(まさば・ごまさば)に係る令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定(案)について(諮問)

⇒ 原案どおり承認

- (3) 特定水産資源（くろまぐろ）に係る令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更（案）について（諮問）
⇒ 原案どおり承認
- (4) 屋形石漁業協同組合におけるアカウニ試験養殖について（協議）
⇒ 原案どおり承認
- (5) あなごかご漁業特認許可方針（案）について（諮問）
⇒ 原案どおり承認
- (6) 委員会指示の適用除外について（協議）
⇒ 原案どおり承認
- (7) 令和7年度潜水器漁業（湊・屋形石地区）特認許可方針（案）について（協議）
⇒ 原案どおり承認
- (8) 令和7年度松浦海区における定置漁業権及び区画漁業権の免許をすべき者の判断基準（案）について（協議）
⇒ 原案どおり承認
- (9) その他
- ・全国海区漁業調整委員会連合会令和7年度通常(第61回)総会の結果概要について
 - ・日本海・九州西広域漁業調整委員会指示について
 - ・次回委員会日程について
- ⇒ 事務局から説明

6 各議題の説明者及び質疑応答の概要

(1) 説明者

議題 1・2・7・8 伊藤係長

議題 3・4・5・6 吉田主事

(2) 質疑応答

【議題（1）について】

（池田委員）

もじゃこ採捕実績について、長崎は実績があるのに、佐賀と福岡がゼロなのは、これ長崎で獲り尽くすからですか。

（荒巻事務局長）

佐賀の方でも、ぶり養殖あるのですが、それに使うもじゃこは、例えば長崎県とか他県の方で獲れたものを購入して、池入れしているということで、県内でのもじゃこまき網

は動いてなくて、県外からの仕入れとなっているためです。

【議題（２）について】

質疑なし

【議題（３）について】

（伊藤委員）

県留保枠です。これは、具体的にどういう手順で配分するのですか。

（吉田主事）

手順としては基本的に、委員会の方でこのような形で定置漁業にいくら、漁船漁業にいくら、県の留保からいくら振り分けますよってという形で委員会の方に諮らせていただく形が基本です。ただ、くろまぐろで漁船漁業の方に、今ちょうど３トンぐらい漁獲があるのですが、それが一、二週間でまた３トンぐらい積み上がって１０トン超えそうになったら、委員会に諮る前に局長専決ということで、会長にお伺いして、県留保枠から漁船漁業の方にそれぞれ振り分けるような手順はあります。なので、委員会に諮ると、委員会が間に合わなかった局長専決というような手順があります。

【議題（４）・（５）・（６）・（７）について】

質疑なし

【議題（８）について】

（池田委員）

８４ページ、設置目的のところで複数からの申請があった場合は審査って書いてあるのですが、複数でなかった場合はどうなるのですか。

（伊藤係長）

複数じゃなかった場合、設置はありません。１者しかいなかったら免許の資格を満たしているかどうかは知事（所管課）で審査をして処理するということになります。もし複数２者以上定置漁業権に関して、申請があった場合に、この委員会を立ち上げて、審査をしていきます。